

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (~2008年度)	長期 (~2015年度)
		<p>(1) IT革新による競争力強化</p> <p>○「IT新改革戦略」(平成18年1月19日)の目標を確実に達成するため、中長期的な観点から政府が迅速かつ重点的に実施すべき具体的な施策をとりまとめ、「重点計画-2006」等を通じて関係府省の取組強化を図る。</p> <p>○産官学による生産性向上の意義の共有・普及のための「トップセミナー」や地方イベントを開催する。</p> <p>○「ITの戦略的導入のための行動指針」、「IT経営力指標」の策定・普及を行う。</p> <p>○「安心・安全な情報経済社会の実現のための行動計画」を着実に実施する。</p> <p>○1個5円以下の低価格電子タグを市場へ供給するとともに、商品コード等の国際標準を実現することにより、電子タグの活用基盤を整備する。</p>	<p>○継続して各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関連施策の見直し等を指示するなど、各施策の実現に向けて取組の強化を図る。</p> <p>○「安心・安全な情報経済社会の実現のための行動計画」を見直す。</p> <p>○組込みソフトウェアの信頼性を高めるための開発環境の整備及び技術開発を行う。</p> <p>○ミドルウェアを含めた電子タグの規格の国際標準化を推進するとともに、あらゆる産業での利用拡大を通じて、流通効率化や新産業の創出を実現する。</p>	<p>○継続して各施策の進捗状況を把握。適切な評価を行い、必要に応じて関連施策の見直し等を指示するなど、各施策の実現を図る。</p> <p>○企業の部門間・企業間の壁を越えて、企業経営をITによって最適化する企業の割合を大企業・中小企業ともに世界トップクラスの水準に引き上げる。</p> <p>○電子タグを始めとした様々なIT技術の活用により、流通効率化や新産業の創出を通じた、我が国産業の競争力強化を実現する。</p>
<p>第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)</p> <p>1 ITによる生産性向上と市場創出</p>	<p>(2) ITを活用した中小企業の経営力の向上</p> <p>○中小企業における「IT経営」の先進的成功事例を「IT経営百選」として表彰する。</p> <p>○全国9ブロックで設立・運営されている「IT経営応援隊」を通じて、成功事例の紹介、セミナー等を行い、中小企業への「IT経営」の普及を図る。</p> <p>○中小企業経営者等に対して、「IT経営応援隊」事業を通じて「IT経営」に必要な知識習得のための研修を行う。</p> <p>○ITコーディネータ等専門家を活用し、中小企業のITを活用した経営革新を支援する。</p>	<p>○中小企業における「IT経営」の先進的成功事例の表彰を行うほか、「IT経営」成功事例の収集・情報提供等を行う。</p> <p>○経営者・CIO等中小企業が「IT経営」を実現するために必要な人材育成を行う。</p> <p>○地域における中小企業ユーザーと支援機関、ベンダー等による「IT経営」成功事例創出の好循環モデル創出とその普及を図る。</p>	<p>○企業経営をITによって最適化する企業の割合を世界トップクラスに引き上げる。</p>	

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(3) ITの創造的活用とコンテンツ市場の拡大</p>	<p>○国際共同製作のマッチング支援を行う。</p> <p>○IPマルチキャスト方式による地上放送の同時再送信について著作権法上「有線放送」と同様の取扱いとするための著作権法の改正を行う。</p> <p>○ネット上のコンテンツ取引市場の整備方針を策定する。</p> <p>○コンテンツポータルサイトの構築を支援する。</p> <p>○情報家電のネットワーク化を一層推進するための研究開発・実証実験を推進する。</p> <p>○アニメ分野等における人材育成事業を実施する。</p> <p>○デジタルシネマを推進する。</p>	<p>○東京国際映画祭等の積極的拡大により国際コンテンツカーニバルを開催する。</p> <p>○国際共同製作を本格化させる。</p> <p>○IPマルチキャスト方式による自主放送の取扱いを含めた放送法制や著作権法などの関連法制の在り方について検討する。</p> <p>○ネット上のコンテンツ取引市場の本格運用を開始する。</p> <p>○情報家電のネットワーク化により、消費者がより豊かなコンテンツ・サービスを安全・安心・簡単・便利に楽しめる環境を実現する。</p> <p>○次代を担う中核人材を発掘・育成する。</p> <p>○デジタルシネマの推進により、新たな市場を創出する。</p>
<p>第2 生産性の向上(～ITとサービス産業の革新)</p> <p>1 ITによる生産性向上と市場創出</p>	<p>(4) IT革新を支える産業・基盤の強化</p>	<p>○半導体・情報家電分野における標準化・研究開発を推進する。</p> <p>○産官学の協力による情報検索・情報解析など次世代の「知的情報アクセス」に係る研究開発体制を構築する。</p> <p>○産学官の協力によるセキュア・プラットフォームなど次世代のシステム統合技術に係る研究開発体制を構築する。</p> <p>○世界に通用する高度IT人材育成のための拠点大学を選定する。</p> <p>○市場の透明性を向上させるため、情報システムの信頼性等の価値を評価する指標を整備する。</p>	<p>○「第3期科学技術基本計画」等に基づき、継続して半導体・情報家電分野における標準化・研究開発を推進する。</p> <p>○情報検索・情報解析など次世代の「知的情報アクセス」に係る研究開発を実施するとともに実装の支援を行う。</p> <p>○セキュア・プラットフォームなど次世代のシステム統合技術に係る研究開発を実施する。</p> <p>○ソフトウェアの信頼性・生産性の向上を推進するとともに、革新的な技術の開発、オープンソースソフトウェアを安心して活用するための環境整備、独創的な人材の発掘等を行う。</p> <p>○拠点大学につき2年経過後を目途に中間評価を行い、産学官の連携による人材育成を推進する。</p>	<p>○大学・企業の枠を超えた教育体制の実現、人材育成の拠点形成による人材育成機能の抜本的強化、長期的な社会情勢の変化等に応じたソフトウェア開発に対応出来る人材育成を行う。</p>

第2 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）

2 サービス産業の革新

項目	短期 (2006年度内)	中期 (~2008年度)	長期 (~2015年度)
	(1) 「サービス産業生産性向上運動」の創設		
① 「サービス産業生産性協議会」の創設	○2006年度内をメドに「サービス産業生産性協議会」を創設する。	○業種ごとの生産性向上をフォローアップする。 ○サービス分野の企業が取り組みやすい生産性指標を開発する。 ○「日本サービス品質賞」を創設する。	
② 「サービス研究センター」の設置	○2006年度内に「サービス研究マップ」を策定する。	○2007年度に「サービス研究センター」を設置する。	
(2) 今後発展が期待されるサービス分野への政策の重点化			
① 重点サービス6分野への政策の重点化	○事業の高度化に向けた実証事業の実施を通じた成功事例の積上げ、成功・失敗要因分析に基づく事業運営手引きの策定等を通じた「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」を含む顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。 ○医療法人に必要な会計の在り方の検討や公募債の導入を始めとする市場ルールの活用を行う。	○事業の高度化に向けた実証事業の実施を通じた成功事例の積上げ、成功・失敗要因分析に基づく事業運営手引きの策定等を通じた「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」を含む顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。 ○地域ヘルスケア提供体制の重点化を推進する。	○2015年までに、重点サービス6分野（健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流）において70兆円の市場規模拡大を目指す。 ○事業の高度化に向けた実証事業の実施を通じた成功事例の積上げ、成功・失敗要因分析に基づく事業運営手引きの策定等を通じた「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」を含む顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。
② サービスに関する人材育成の推進	○大学等に対する財政支援等を通じて、サービス産業の革新に資する人材育成を推進するための教育のモデルの作成に着手する。	○大学等に対する財政支援等を通じて、サービス産業の革新に資する人材育成を推進するための教育のモデルづくりを行う。	○大学等において、サービス産業の革新に資する人材を自立的・継続的に育成する。

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第2 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）	2 サービス産業の革新		(3) サービス統計の抜本的拡充	○真に府省横断的かつ専門性を兼ね備えた司令塔機能の強化について、内閣府統計制度改革検討委員会において得られる結論に基づき、統計制度の改革の一環として取組を進める。	○2008年度にサービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計（サービス産業動態統計）を創設する。 ○2007年度にサービス産業動態統計の創設に向けた試験調査等を実施する。
	3 世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現		○「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）に基づき、施策を推進する。	○「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）に基づき、施策を推進する。	○「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）に基づき、施策を推進する。

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (~2008年度)	長期 (~2015年度)
			第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略） 1 地域経営の活性化	(1) 地域資源を活用した地域産業の発展	<p>○食品、繊維、木製品等の生活関連製造業、農林水産業等に係る地域の資源をいかした新商品開発や販路開拓を強力に進めるとともに、産業等の観光化、エコツーリズム等による観光の振興、コミュニティビジネスの振興等を強力に行う。また、地域発の商品を直接消費者に提供する小売事業者への支援を行う。</p>
(2) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり	<p>○地域の自立・競争力強化に向けて頑張る地域を応援し、地域間競争の条件整備に資するため、地域特性をいかした取組や道路、港湾等の基盤への戦略的投資や地域公共交通の整備を推進する。</p>	<p>○引き続き、地域の自立・競争力強化に向けて頑張る地域を応援し、地域間競争の条件整備に資するため、地域特性をいかした取組や道路、港湾等の基盤への戦略的投資や地域公共交通の整備を推進する。</p>		<p>○自立的で競争力の高い地域の実現を図る。</p>	
(3) 地域のひとづくり・雇用の創出	<p>○2007年度予算編成過程を通じて、2007年2月を目途に、ひとづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により一体的・重点的に支援する「地域の雇用再生プログラム（仮称）」を策定する。</p>	<p>○「地域の雇用再生プログラム（仮称）」により、地域が創造力を発揮する雇用創出の取組を推進する。</p> <p>○地方公共団体は、地域の民間事業者、NPO等と連携し、地域の実情に応じて地域再生計画に定める目標の達成に向け、必要な事業を推進する。</p>		<p>○「地域の雇用再生プログラム（仮称）」の施策の活用状況を踏まえ、地域の声に基づき、地域の雇用創出施策の改善・充実を図る。</p> <p>○地方公共団体は、地域再生計画の実施状況を踏まえ、目標の達成のために必要な事業の見直しを行い、その推進を図る。</p>	
(4) 自ら考え行動する農山漁村の活性化等	<p>○地域活性化のモデル事例を全国に発信するとともに、自ら考え行動する地域活性化のための取組を促進する施策を導入する。</p> <p>○グリーン・ツーリズムを始めとする都市と農山漁村の共生・対流を図る取組を推進する。</p> <p>○食品産業と農業などの連携強化による各種取組を推進する。</p>	<p>○地域活性化のモデル事例を全国に発信するとともに、自ら考え行動する地域活性化のための取組を促進する施策を推進する。</p> <p>○グリーン・ツーリズムを始めとする都市と農山漁村の共生・対流を図る取組を推進する。</p> <p>○食品産業と農業などの連携強化による各種取組を推進する。</p>		<p>○2010年度までの5年間で、農林水産業を核とした自律的で経営感覚豊かな取組によって活性化し、全国のモデルとなるような農山漁村の事例数を250とする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画工程表に基づき、2009年度に交流人口を3,000万人とするなど、都市と農山漁村の共生・対流を国民的な運動として定着させる。</p> <p>○食品産業と農業などの連携強化による各種取組を推進する。</p>	

第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）
1 地域経営の活性化

項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
	(5) 公的サービスの コスト低減・質的向上	○広域的に連携することにより、医療・福祉・介護を始めとする公的サービスを効率化し、コスト低減・質的向上を図る。	○総合的な給食サービスの提供等において、NＬハイブリッド（昨年創設された共同事業の器である有限責任事業組合（ＬＬＰ）を使った地域企業とNPOの連携体）等の形態を活用した地域の公的サービスを担う事業に対し、支援を行う。 ○大都市居住者の地方への定住又は二地域居住等の促進について国土形成計画に位置付け、その促進を図るべく、生活者・消費者の視点からの情報提供環境の整備の推進等を行う。
(6) 地域の技術開発 と産学官連携等	○地域の知の拠点として地域に貢献している地方大学等と連携しつつ、生活関連製造業等に係る地域資源を最大限活用したイノベーションが連続的に起こる仕組みの下で、地域の実用化技術開発を支援する。 ○コーディネーター機能の充実やネットワーク形成等を図る。	○産学官ネットワークの拡充・緊密化、地域における技術開発等を重点的に実施し、新たに重点化した対象分野及び対象地域において産業クラスター計画を推進する。また、知的クラスターと産業クラスターの更なる連携を図りつつ、政府一体となって「地域科学技術クラスター」の形成を目指す。 ○地域の知の拠点として地域に貢献している地方大学等と連携しつつ、生活関連製造業等に係る地域資源を最大限活用したイノベーションが連続的に起こる仕組みの下で、地域の実用化技術開発を支援する。	○5年間で4万件の新事業創出を目指すなど、産業クラスター計画の実現を図る。また、知的クラスターと産業クラスターの更なる連携のもと、政府一体となって「地域科学技術クラスター」の形成を目指す。 ○5年間で1,000件の新事業、新製品、特許等の知的財産などの成果を目指すなど、生活関連製造業等に係る実用化技術開発を支援し、地域の資源を最大限活用したイノベーションを促進する。
(7) 広域連携による 地域活性化	○市町村の区域にかかわることなく、場合によっては県境をも越えて、複数の市町村に広域的にまたがるような経済的社会的に一つのまとまりをもつ地域（市町村合併などにより単独の市町村が経済的社会的に一つのまとまりをなしている場合を含む）を単位として、地域活性化を図るための総合的な支援を行う。	○産業振興ビジョン策定を含め、総合的に支援を行う。	○複数の市町村に広域的にまたがるような経済的社会的に一つのまとまりをもつ地域（市町村合併などにより単独の市町村が経済的社会的に一つのまとまりをなしている場合を含む）を単位とした地域活性化を図る。

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (~2008年度)	長期 (~2015年度)
第3	1	地域経営の活性化	<p>(8) 新しい政策目標指標の設定-「就業達成度」</p> <p>○就業率(65歳以上の高齢者も含めた就業率)に加え、就業満足度、生活環境等を加味することを検討し、これらを総合した地域経済産業政策遂行の指標として「就業達成度」指標を作成する。</p>		
	2	中小企業の活性化(地域活性化戦略)	<p>(1) 「地域資源活用企業化プログラム」の創設</p> <p>○地域中小企業による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進するための総合的な支援策「地域資源活用企業化プログラム」を創設する。</p> <p>(2) モノ作り中小企業の競争力強化</p> <p>○「中小ものづくり高度化法」を中核に、「特定ものづくり基盤技術高度化指針」の策定、研究開発プロジェクトに対する支援、技術継承の支援、モノ作り教育の充実等を実施する。</p> <p>○支援対象となる特定ものづくり基盤技術の追加指定や、施策の対象となる川下産業の拡大を行うとともに、中小企業による公設試、国立研究所、大学等研究機関の活用を促進し、地域のニーズにあった技術開発支援を行う。さらに、モノ作り中小企業の底上げのための支援を行う。</p> <p>○若手技術者の育成を支援するため、地域の高等専門学校等を活用し、地域の中小企業のニーズに即した技術者の育成プログラムを構築する。さらに、モノ作り中小企業の人材確保のため、工業高校のモデル的なカリキュラムの策定の枠組みを構築する。</p>	<p>○「地域資源活用企業化プログラム」により、①マーケティング等に対する支援(ハンズオン支援)、②新商品の市場調査、企画・開発、販路開拓等への資金支援、③地域活性化のためのファンドの設立、④人材育成支援等を実施する。</p> <p>○「中小ものづくり高度化法」の支援策に関し、①研究開発プロジェクトの成果については、その早期の事業化、②中小企業の製造、加工品質の向上に資する校正事業の利用の拡大、③技能継承の取組の本格化等、モノ作り中小企業の支援による製造業の国際競争力の強化に向けた取組を更に推進する。</p> <p>○「ものづくり基盤技術高度化指針」に関しては、川下大企業のニーズの変化や川上中小企業の技術力の高度化の状況、更にはモノ作り中小企業全体の底上げの程度を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>○高専等や工業高校などを活用し、モノ作り中小企業の技術者の育成プログラムの実施・充実させることにより、中小企業の若手技術者の育成を支援していく。</p>	<p>○「地域資源活用企業化プログラム」を着実に実施する。地方活性化策と併せて、5年間で1,000の新事業創出の取組を地方において創出することを目指す。結果として、地域の活性化を実現する。</p> <p>○「中小ものづくり高度化法」に基づく総合対策を着実に実施し、2011年度には、当該施策の効果などを検証し、必要な見直しを行う。これにより、5年間で500プロジェクトから成果を得て、優れたモノ作り中小企業の厚みの倍増を目指す。</p> <p>○高専等や工業高校などを活用したモノ作り中小企業の技術者の育成プログラムの実施により、全国50を超える地域で中小企業の若手技術者の育成が定着することを目指す。</p>

第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）
2 中小企業の活性化

項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
	<p>(3) 地域コミュニティを支える中小小売商業の展開や小規模・零細企業の振興</p>	<p>○「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（「中心市街地活性化法」）の改正を踏まえた地域の取組を加速化させるため、商業活性化事業に対して重点的支援を講じ、戦略的に他の模範となる例を創出していく。</p> <p>○商店街空き店舗を少子化、就業機会創出対策として活用する事業を支援するための枠組みを構築する。</p> <p>○これまでの関連施策の更なる活用や有機的連携も含め、実質的に小規模・零細企業支援を的確に推進する。</p>	<p>○「中心市街地活性化法」の改正を踏まえた地域の取組を着実に支援する。</p> <p>○商店街空き店舗を少子化、就業機会創出対策として活用し、100の成功したモデル事例を創出する。</p> <p>○小規模・零細企業対策を体系的に見直し、新たな施策展開を含め全体的に取り組む。</p>
<p>(4) 中小企業の再生・再起業の推進や女性・高齢者をいかに地域中小企業の事業展開の支援</p>	<p>○中小企業再生支援の円滑な実施のため、再生支援協議会の体制強化及び再生支援人材の育成を図る。</p> <p>○信用保証制度における、求償優先に対する新規保証の拡大、第三者保証人の原則非徴求を的確に実施する。</p> <p>○政府系金融機関や信用保証協会による、再挑戦・事業再生を支援する融資・保証の枠組みの創設・拡充について検討を行い、可能なものから実施する。</p> <p>○再挑戦のための相談窓口を全国に設置するための制度を創設する。</p> <p>○高齢者・団塊世代等が再挑戦するために商店街の空き店舗等の提供を通じ再挑戦を促す。</p> <p>○女性・高齢者等を活用するための育児施設その他の厚生施設の環境整備に対する支援を行う枠組みを構築する。</p>	<p>○「産業活力再生特別措置法」の法期限である2008年までに中小企業における事業再生の更なる円滑化を図るため中小企業再生支援協議会の在り方を見直す。</p> <p>○政府系金融機関や信用保証協会による、再挑戦・事業再生を支援するための融資・保証の枠組みを着実に実行する。</p> <p>○再挑戦のための相談窓口を全国に設置する。</p> <p>○高齢者・団塊世代等が再挑戦するために商店街の空き店舗等を提供する事業を支援する。</p> <p>○女性・高齢者等を活用するための育児施設その他の厚生施設の環境整備を支援する。</p>	<p>○全国において、中小企業の再生のための人材などインフラが整い、恒常的な中小企業再生が可能となるよう環境を実現する。</p> <p>○再生企業数、再起業者数などを増加させる。</p> <p>○再挑戦等を増加させる。</p> <p>○高齢化社会等の社会状況に対応して、商店街等が有効に活用されるよう、空き店舗活用事業を実施する。</p> <p>○中小企業の女性・高齢者を活用した事業を活性化させる。</p>

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (~2008年度)	長期 (~2015年度)
			第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）	2 中小企業の活性化	(5) 地域活性化のための新たな金融手法や主体の活用
3 都市再生・中心市街地活性化	(1) 都市再生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生プロジェクト、民間都市再生、全国都市再生を着実に推進する。 ○「都市再生特別措置法」の施行状況等を踏まえ、民間都市再生の推進等のための検討を行い、必要な措置を講ずる。 ○都市部における地籍整備を推進する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生関連施策を推進することにより、都市機能の高度化、都市の居住環境の向上を図る。 ○都市部における地籍整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「都市再生特別措置法」に基づき、2012年度までに、同法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ○都市部における地籍整備を推進する。
	(2) 密集市街地の緊急整備	<ul style="list-style-type: none"> ○未整備都市計画道路、地区防災施設の整備等防災上有効な公共施設の重点整備、これと一体となった沿道建築物の整備、従前居住者対策、低未利用地を活用した市街地整備の推進、地区計画等建築に係る規制の緩和制度を活用する。 ○リノベーションへの合意形成を円滑に進めるため、協議会の設置、専門家の更なる活用等住民組織への支援を実施する。 ○密集市街地における基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に進める事業手法の創設、連鎖的建替えを促進するための建築に係る規制の合理化策を実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○未整備都市計画道路、地区防災施設の整備等防災上有効な公共施設の重点整備、これと一体となった沿道建築物の整備、従前居住者対策、低未利用地を活用した市街地整備の推進、地区計画等建築に係る規制の緩和制度を活用する。 ○リノベーションへの合意形成を円滑に進めるため、協議会の設置、専門家の更なる活用等住民組織への支援を実施する。 ○密集市街地における基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に進める事業手法の創設、連鎖的建替えを促進するための建築に係る規制の合理化策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に大火の可能性が高い危険な市街地について、最低限の安全性を確保する。

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
			第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)	3 都市再生・中心市街地活性化	(3) 中心市街地の活性化